

第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
①第三者評価機関名	
一般社団法人 熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業	
②評価調査者研修修了番号	
SK2021280(08-021)	
19-009	
09-014	

③施設名等

名称 :	慈愛園子供ホーム
施設長氏名 :	林田 博文
定員 :	57名
所在地(都道府県) :	熊本県
所在地(市町村以下) :	熊本市中央区神水1丁目14番1号
T E L :	096-383-3509
U R L :	https://www.jiaien-childhome.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1919/3/25
経営法人・設置主体(法人名等) :	社会福祉法人慈愛園
職員数 常勤職員 :	43名
職員数 非常勤職員 :	8名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数 :	6名
有資格職員の名称(イ)	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(ウ)	保育士
上記有資格職員の人数 :	14名
有資格職員の名称(エ)	看護師
上記有資格職員の人数 :	1名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の人数 :	2名
有資格職員の名称(カ)	調理師
上記有資格職員の人数 :	2名
施設設備の概要(ア) 居室数 :	小舎制ホーム1、本体ユニット5 地域小規模児童養護施設2
施設設備の概要(イ) 設備等 :	部屋数47、児童センター、医務室、静養室、調理室、コロナ対応居室
施設設備の概要(ウ) :	心理療法室、相談室、図書室
施設設備の概要(カ) :	病後児デイケアセンター

④理念・基本方針

(理念)	「わたしは世の終わりまで、いつもあなた方と共にいる」（マタイによる福音書28章20節） 「人は神様に愛されるために生まれた存在であるからこそ、一人ひとりが大切にされるべきである」という理念に基づいた支援を行う。
1	全ての子どもが神様に愛される存在である（キリスト教養育）
2	子ども中心の生活を創造する（利用者中心主義）
3	家庭と同じ機能を果たすようする（ホームシステム）
4	福祉専門機関として、地域の様々な働きに協力する（施設の地域貢献）
5	社会と時代の要請に応える仕事を開発する（パイオニア精神） (基本方針) 慈愛園子供ホームは、社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに養育に困難を抱える家庭への支援を行い、関係機関や地域と共に働し、子どもの福祉の向上を目指します。
1	人権尊重と一人ひとりを大切にした支援
2	家庭的な体験を充実させ、子どもたちの肯定感を育む支援
3	経済的、精神的自立、社会的スキルを高める支援

⑤施設の特徴的な取組

○地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動や保有する建物の有効活用が行われています。施設の基本方針に「施設の地域貢献」ということもあります、地域福祉のニーズに基づき、現在はコロナ禍で中止している事業もありますが、行政ではできない校区独居老人昼食会、校区おせち宅配、シルバー独身会ひな祭り会等を企画し、長年に亘り地域住民へのサービスを提供しています。また、地域の子育てネットワーク「ほっとネット砂取」の活動にも協力し、地域のニーズ把握や施設の機能を地域に還元する活動が実践されています。また、敷地内にある複数の建物が地域のために活用されています。熊本市児童相談所より養育困難なコロナ陽性児童の一時保護委託を受けたため、敷地内の「モードハウス」を一時保護専用棟として活用しています。また、養育里親のレスパイトの期間、その里子の居場所として預かり対応していることは他施設にはない特色と認められます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/12/28
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/10
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和1年度

⑦総評

【特に評価の高い点】

○施設が有する機能を、地域への解放・提供する取組を積極的に行ってています。
地域との関りを深めるために、校区社会福祉協議会主催の「ほっとネット砂取」（自治会役員、民生児童委員、社会福祉施設、小中学校等が参加）への参加や会場提供、民生児童委員や里親の研修も受入れています。また、施設での子育て相談会、ショートステイやトワイライト事業を実施し、地域の子育て支援を行っています。さらに、災害時の対応については「防災マニュアル」に基づき対応が行われていますが、熊本地震の際には、地域の避難所の炊き出し等の支援も地震発生直後より早い、地域住民より感謝されています。

○敷地内にある同法人が管理する複数の建物が地域に有効に活用されています。

元々は、退所者の自立生活訓練のための建物であった「エーネホーム」を自治体からの委託事業として積極的に活用されています。その目的は、養育に自信がない保護者に向けた在宅の親子関係構築のための支援になっています。また、コロナ禍に対応した地域の社会資源としての役割に積極的に取組まれており、新型コロナウィルスに感染した児童をケアするために、同法人内の「モードハウス」を児童相談所を介し、一時保護扱いとして受け入れています。また、養育里親のレスパイトの期間に委託里子を預かりその居場所として提供されていることは他の施設には見られない特色だと認められます。

○勤続年数の長い職員が多く、卒園者が安心して相談できる場所になっています。

現在は、新型コロナウィルス感染症の影響で集まることに制限がありますが、毎年の正月に退所者が集まり、職員や入所している子どもたちとの交流の機会が設けられています。卒園者が悩みや困りごとを相談する際に、自分を知っている職員から対応してもらえることは、子どもたちの安心感に繋がっています。

【改善が求められる点】

○総合的な人事管理に改善の必要性が見られます。総合的な人事管理については、法人・施設としての明文化された評価基準が定められていません。

現況では人事評価が運営会議で行われており客観性が担保されているとは言い難いと思料されます。職員の自己評価では「年功序列なので頑張っても何も変わらない」等ネガティブな意見があり、職員自らが将来の姿を描けない状況が想定されます。今後は理念・基本方針に基づく、職階等に応じた期待する職員像の設定、昇任・昇格等の基準、人事考課等を職員に明確化したうえで人事管理を実施されることが求められます。

○児童発達のスキルを持った職員の増員や施設内研修が求められます。

現在の入所児童は、発達検査により、何らかの診断名がつく子どもや療育手帳の取得が可能な子どもが7割在籍しています。措置児童は福祉サービス利用時の受給者証が不要なこともあります、未就学児童は送迎付きの障害児通所事業、学齢期になると放課後等デイサービス事業の利用に繋がっています。しかし、このような専門機関との効果的な連携のために施設内にも児童発達のスキルを持った職員の増員や施設内研修が求められます。

○時代に合わせた支援のカタチを組織的に見直すための研修や評価に期待します。

コロナ禍の影響により、地域の行事の取りやめが相次ぎ、食事も自室で個食になっている子どもが増えています。また、タブレットやスマートフォンを持つようになり、他者との会話での関りが減っています。近年は、スマートフォンによるTwitterやインスタグラムでの不適切な発言等でトラブルになるケースが増えていますので、時代に合わせた子どもとの寄り添い方が求められます。永年勤続の職員と新しい職員が研修等でアイデアを出し合う、また、スーパーバイジョンを活用する等、支援の在り方を組織的に評価する視点を持たれることを期待します。

○子どもの人権保障をより組織的に検討することが求められます。

子どもたちから職員の言動に対して、ハラスメントを指摘する言葉も増えていることで、職員も子どものためのより良い方向性が分からなくなるなどの意見がありました。子どもたちは人権を主張できることを習得しましたが、それに応える職員は子どものニーズへ納得できる説明ができていません。そこで、長く勤務する職員の経験や勘やコツではなく、理論に基づいた職員の組織的なスキルアップ研修等が急がれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・【特に評価の高い点】については、さらに取り組みを積極的に行い、児童・卒業生が安心して生活し相談できる施設運営、また、地域への貢献度を高め信頼されるよう努める。
- ・【改善が求められる点】については、改善の必要な項目を精査し優先順位をつけて具体的な取り組みを図る。特に人事管理に関しては管理者と職員の意思疎通を行い一体感を持ってその改善を図り、スーパーバイズの強化も図る。職員の専門性を児童の発達障害に特化して高める必要性を痛感している。引き続き、職員のチームアプローチ、研修と養育実践がリンクするよう支援・援助に取り組む。

今回の第三者評価を受け、客観的視点で多岐にわたり職員一人ひとりの考えが分析・集約され、改善点も明確化され、児童のより良い養育と施設の管理・運営に多くの示唆が与えられた。今後も子供ホームの理念と基本方針に基づき管理・運営を行い、児童と職員と地域に信頼されるよう努力する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 ○施設の理念、基本方針は明文化されていますが、その周知などで課題が認められます。施設の理念、基本方針は施設のパンフレット、ホームページ、事業計画書などに掲載され、職員に対しては、「職員必携ファイル」にも添付され職員会議での復唱なども行われ周知が図られています。ただ、職員の自己評価では「全体への周知が不十分」「理念は知っているが、それが支援に反映されているとは思えない」等の意見が出ています。理念は、施設（法人）における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本的の考え方となること、および理念が職員の行動規範となることを踏まえ再度、その周知の方法等の検討を望みます。なお、子どもへの周知については児童代表会議において担当職員が説明をしていますが、子ども達に分り易い説明資料の作成等の工夫が望されます。保護者に対しても同様のことが望れます。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】 ○施設経営をとりまく環境について、各福祉計画等による把握・分析も望されます。施設長は全国養護施設協議会等より社会福祉事業全体の動向を把握し、国、県、市の施策に沿った家庭的な施設運営の実現に取組んでいます。また校区社会福祉協議会の福祉ネットワークである「ホットネット砂取」の役員になり、地域の諸情報の収集や課題を把握しその分析に努めています。今後はさらに「市町村子ども子育て支援計画」「市町村障害児福祉計画」「市町村地域福祉計画」等の地域の福祉計画での潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなどし福祉需要の動向を把握され、施設経営を中心・長期的視野に立って進められることが求められます。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 ○「施設の收支決算の変遷」は内部資料としては策定されていますが、職員への周知が不十分と思料されます。「施設の收支決算の変遷」では、事務所や各ホームでの光熱費などが分析され省エネに対する具体的な取組が提案・実践されています。ただ、計画実現のための経営環境や施設の小規模化の中での養育の質の向上のための取組や、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。職員自己評価でも「経営課題を理解していない」との意見が複数ありましたので、施設長からの説明が望されます。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】 ○養育・支援に関する中・長期計画（小規模化等）は策定されていますが、中・長期の收支計画等の検討で課題が伺われます。「施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画」が「令和4年度末・令和5年度末・令和6年度末・概ね10年程度後」毎に策定され、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が進められ、より家庭的な環境の中でのきめ細やかな支援が行われていることは評価できます。ただ、計画実現のための経営や収支の計画策定や施設の小規模化の中での養育の質の向上のための取組みや、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望されます。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 ○単年度事業計画と中長期計画の整合性に課題が伺えます。単年度の事業計画で施設運営（施設整備）については中長期計画との関連性が伺えますが、他項目については中長期計画が「施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画」に特化しているため、その内容が事業計画の基本方針等へ十分に反映された状況とは言えません。両計画の整合性についての今後の見直しが望れます。		
(2)	事業計画が適切に策定されている。	

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 ○事業計画は職員参画のもとに策定されていますが、職員への周知に課題が伺えます。事業計画は2月～3月にかけて次年度に向けたヒヤリングを行い職員参画のもとに策定され、毎年の事業計画書は「職員の手引」の中に保存しているということですが、職員自己評価では一部職員については、理解が不十分な状況が見られます。徹底した周知を図るために、毎月の会議等で周知するなどの工夫が求められます。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 ○事業計画を子どもや保護者に周知する取組の工夫が求められます。子どもへの周知については、児童代表に職員が説明をしていますが不十分な状況となっています。子ども向けにふりがなを付けた分り易い「子ども版事業計画」を作成・配布し説明するとともに各居室等に掲示することが望まれます。職員の自己評価によると、ほとんど説明がなされていない状況が伺えます。なお、保護者等への周知については、年度当初に事業計画の要点を掲載した広報誌の郵送や家庭支援専門相談員の訪問時に説明することも一方策と思われます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 ○養育・支援の質の向上に向けた組織的取組は不十分な状況と認められます。「慈愛園子供ホーム支援マニュアル」に基づく養育・支援が行われています。また、養育・支援の質の向上のために、第三者評価は3年ごとに受審され、自己評価は毎年実施されています。ただ、自己評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上に関する体制が求められます。その体制整備が不十分と認められます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 ○第三者評価や職員自己評価の結果の分析や明らかになった課題についての取りまとめや改善実施計画の策定・実施については課題が認められます。第三者評価や自己評価に基づく支援マニュアルの改正等についての文書化や施設の職員会議や担当委員会での検討結果を職員間で共有を図るといった仕組みを構築しそれが機能するような体制整備が求められます。取りまとめた改善策を毎年の事業計画や慈愛園中・長期計画に反映させるPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上が求められます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 ○施設長は、自らの役割と責任を職員に対し明らかにし、理解されるよう積極的に取組んでいますが課題も伺われます。職員に対しては職員会議や研修会等で、保護者等へは広報誌の冒頭やホームページでの園長挨拶などで自らの役割や責任について明確にしています。また、「管理規定」や「慈愛園子供ホーム職務分担表」の中でも明文化しています。しかしながら、職員の自己評価では、高評価とは言えない数値となっています。施設での会議や研修において、職員に対し施設の経営・管理に関する方針や取組についても明らかにされることが望まれます。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ○社会福祉法人慈愛園コンプライアンス規程が整備され、その中でコンプライアンスに関する施設長の責務も規定され法令順守に努めています。職員に關しても「職員等は法令等を誠実に遵守し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない」「職員等は法人が行うコンプライアンスに関する研修を受けなければならない」とされており、法人主催の「コンプライアンス研修」に全職員が参加しています。また、施設長は全国児童養護施設協議会等からの社会福祉施設関係法令や制度改正等の情報を収集し、職員に對しては職員会議で説明し遵法精神の醸成に努めています。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】		

○施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち努力をしていますが、職員との齟齬が見受けられます。施設長は養育・支援の現状把握のため、毎朝の報告会や各ホームの日誌・ケース記録等の確認を行っています。また質の向上に向けて、養護マニュアルの見直しや第三者評価の受審など、積極的に取組む姿勢が伺われます。ただ、職員の自己評価によると、施設長の思いが職員に伝わっていないと思われる数値が出ています。今後は、関係の委員会や施設内の会議・研修等のあらゆる機会を通じ、職員との密接な意思の疎通により、自らの役割と責任を表明されることが期待されます。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

○施設長は、「施設の収支決算の変遷」を作成し、事務所や各ホームでの光熱費などが分析され省エネに対する具体的な取組みが提案・実践されていますが課題も伺えます。国や県市の情報収集に努め、家庭支援専門相談員などの必要な専門職員の増員による人員配置、働きやすい環境整備等に取組んでいます。ただ、職員の自己評価によると、職員の理解が深まっていない実態が伺われますので、運営委員会や職員会議等の機会をとらえ施設内での意識醸成への取組が求められます。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

【コメント】

○全体的な人材確保及び育成についての基本的な考え方や人材育成方針等の策定が求められます。必要な人材確保については、実習生に対する実習指導の充実や関係の大学等への訪問等を実施し、施設への就職を働きかけています。人材育成にはメンター制度を採用し新人職員の育成を図っています。ただ、職員の自己評価では「育てるのではなく、やれて当たり前の雰囲気がある」と感じている職員も見られますのできめ細やかな配慮が求められます。施設で求める人材確保や育成については、施設で求める階層別の職員像、人材育成の目標や方向性を定めた人材育成方針の策定、客観的な基準による人事考課の実施などについても明確にすることが望まれます。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】

○総合的な人事管理に改善の必要性が見られます。総合的な人事管理については、法人・施設としての明文化された評価基準が定められていません。現況では人事評価が運営会議で行われており客観性が担保されているとは言い難いと思料されます。職員の自己評価では「年功序列なので頑張っても何も変わらない」等ネガティブな意見があり、職員自らが将来の姿を描けない状況が想定されます。今後は理念・基本方針に基づく、期待する職員像の設定、昇任・昇格等の基準、人事考課等を職員に明確化したうえで人事管理を実施されることが求められます。なお、「職員の手引き」には、施設職員に求められる職員像として「自分に厳しく、子どもに優しい職員」と明記されていますが、階層別や経験年数毎の期待する職員像を設定するなどの工夫も望まれます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

○施設の福利厚生は充実していると認められますが、職員の就業状況や意向を定期的に把握する等の取組の検討が望されます。職員に対する福利厚生については、福利厚生センターソウェルクラブへの加入や職員互助会等で充実していると認められますが、職員の自己評価によると前回(3年前)の評価時と同じく、働き方や時間外労働についての要望が寄せられています。これは施設長や管理職員等との意思疎通の機会が少ないとその要因として想定されます。職員の悩みや意向を把握するための管理者等による定期面接の実施や、相談窓口(外部設置も有)の設置状況を周知徹底し、職員が日々のストレスを蓄積せず安心して就労できる職場雰囲気の醸成が望されます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
---	----------------------------	---

【コメント】

○職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等は行われておらず目標管理制度の構築が望れます。コロナ禍であったため、前回評価時(3年前)に行われていた園長による全職員への個人面談が行われないためか、本項目の職員自己評価では具体的な意見はないが、C評価とした者が多く存在しました。職員一人ひとりの目標設定やその進捗状況の確認のための管理者の面接等の実施の必要性が伺われます。目標管理制度とは、法人や施設の理念・基本方針をはじめとする全体目標やチーム(部門)、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みであり、職員一人ひとりの目標が設定されていることが前提となります。まずは職員による自己申告書兼目標管理表により職員個々の目標を設定して貰い、それについて管理者による定期的な自己評価面接を実施し、職員一人ひとりの目標管理をする仕組みの再構築が望れます。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

○職員の資質向上のため施設内外での研修は実施されていますが、前回（3年前）評価時と同様、その計画性や評価後の実践について課題が見られます。2021年度事業報告書によると、「学校との連携はできたが、職員間の連携は課題が見られた」「児童への支援は、さりげなく養育を実践すべきであるが、それが出来ていない」等の評価がなされています。新年度の研修計画の策定においては、前年度の実施状況の評価を行ったうえで、当該年度の研修テーマ等の年間計画を策定し、研修を計画的に実施していく必要がありますが、そのようなプロセスが不足しているように思料されます。研修の実施については、当該年度の施設の基本方針に沿ったテーマについて職員会議等で協議・決定したものを実施し、その研修成果の評価・見直しを行い、次年度の研修計画に反映させる取組みが望まれます。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

○職員一人ひとりについての教育・研修の機会は確保されていますが、課題も伺えます。教育・研修は定期的な研修が研修マニュアルや職員アンケートに基づき実施されています。初任者については、メンター制度を採用し研修・教育が行われています。職員へのスーパービジョンについては、統括主任の下にグループリーダー（スーパー・バイザー）を配置しスーパービジョンが実施されています。ただ、職員の自己評価では「スーパービジョンは行われていない」という意見も出ていますので職員への周知が望れます。また、OJTについては、職員の経験年数や習熟度に配慮した個別的な実施が望れます。

(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
---	---	---

【コメント】

○実習生等の教育・支援に関する専門職の研修・育成についての体制を整備し多くの実習生を受け入れています。実習生等の教育・支援については、実習指導者を養成し窓口担当者も決め、受入マニュアルに沿った対応が行われています。現在はコロナ禍で実習生の受け入れを制限していますが、コロナ禍前には県内外より年間約40名の実習生を受入れてきました。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

【コメント】

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われています。施設における事務・経理、ルール等は経理規定が整備されているとともに、職務分担表に権限や責任が明確にされています。また、財務状況・施設経営や労務管理について、法人が契約をする弁護士、公認会計士、社会保険労務士から指導・助言を受ける体制が整備されています。なお、職員の自己評価によると、本項目について「時間外手当や休日手当」と結び付けた回答がありましたので、職員会議等での周知が望れます。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

【コメント】

○子どもと地域の交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っています。施設の理念や基本方針として「施設の地域貢献」ということもあります。施設職員が校区自治会、学校、地域子ども会等の役員を引き受けています。また、現在はコロナ禍で中止されている行事もありますが、校区独居老人昼食会やシルバー独身会ひな祭りの開催など地域の中の施設として地域福祉の実現へ貢献しています。

○ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】

○子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる関係機関・団体との連携は密に行われています。小・中学校については、日頃からPTA活動に参加したり、施設での連絡会が毎年開催され、子どもの生活状況や課題が共有されています。また、施設長は小・中学校の評議員、警察署の連絡協議会の評議員などの関係機関の役員も努めています。なお、校区社会福祉協議会が主催する「ほっとネット砂取」（自治会役員、民生児童委員、社会福祉施設、小中学校等が参加）にも参加し、社会資源の把握や関係機関や団体との連携に努めています。児童相談所とは子どもや家族の情報を相互に提供し情報の共有化に努めています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

○施設が有する機能を、地域への解放・提供する取組を積極的に行っています。地域との関りを深めるために、上述の校区社会福祉協議会主催の「ほっとネット砂取」への会場提供や民生児童委員や里親の研修も受入れています。また、施設での子育て相談会、ショートステイやトワイライト事業を実施し、地域の子育て支援を行っています。さらに、災害時の対応については「防災マニュアル」に基づき対応が行われています。熊本地震の際には、地域の避難所の炊き出し等の支援も地震発生直後より行い、地域住民より感謝されています。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

○地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動が積極的に行われています。コロナ禍で中止されているものもありますが、地域福祉ニーズに基づき、行政ではできない校区独居老人昼食会、「シルバーおせち」の宅配、シルバー独身会ひな祭り会等を企画し、長年に亘り地域住民へのサービスを提供しています。また、上述した地域の子育てネットワーク「ほっとネット砂取」の活動への会場提供などにも協力しており、地域のニーズ把握や施設の機能を地域に還元する活動が実践されています。なお、熊本DWAT（災害派遣災害福祉チーム）に加入し、被災地支援にも取組んでいます。現在、BCP計画も策定中です。

III 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

○子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢については、管理規定、毎年の事業計画等で明示されていますが、職員の理解に課題が伺われます。施設の養育理念や養育基本方針に基づき「養育マニュアル」を作成し、それに基づき実践していますが、働き方改革にため、現在、「くらし向上委員会」で見直しをしています。ただ、見直しの状況がよくわからないところがあります。また、職員の自己評価でも低い評価となっており、理解を得る必要性を感じます。全職員の理解を得るために、職員会議の際に明示された基本姿勢についての読み合わせを行うなどして、共通理解を図り、日々の養育・支援に反映されることが望されます。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

○子どものプライバシー保護に関する規則はありますが、具体的なマニュアルが整備されていませんので改善が望まれます。管理規程19条には「秘密保持等義務」、慈愛園子供ホーム就業規則17条（情報管理と個人情報の保護）に「個人情報等の管理については、利用者、その家族等の関係者の個人情報管理に十分注意を払うとともに、不当に取得してはならない」というのがありますが、その中に子どものプライバシー保護等に関する規定が見受けられません。子どもに届いた手紙や荷物の開封などに関しても、具体的な取り扱いのマニュアルの整備が必要と思われます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
---	---	---

【コメント】

○子どもや保護者等が養育・支援を利用するため必要な情報を積極的に提供しています。パンフレット・ホームページ・入所時説明書（入所にあたって保護者の皆様へ）などを作成し、分かりやすく説明を行っています。「子供ホームの生活目標」「困ったときに相談するところ」の説明資料にはルビが振られています。何らかの障害を持つ子どもが多く入園している現状を考えると、理念や基本方針などについても、分かりやすい形で掲示したり、文字にはルビを振るなどの工夫が望されます。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】

○養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、定める様式に基づき子どもや保護者に説明を行っています。パンフレット、入所時説明書（入所にあたって保護者の皆様に）を用いて、施設の書式により同意を得ています。保護者との交流がない子どもが多い状況ですが、面会等家族との交流についても後日のトラブル防止のために細かく決められています。子どもに対しては保護者と一緒に現状説明等が行われますが、しかしながら、児童養護施設の現状としては、ほとんどの事例で保護者への説明や同意が得られない状況になっていますが、根気強く親子の再統合を目指した養育・支援に努力をされています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	--	---

【コメント】

○養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応に取組んでいます。措置変更に当たっては、詳細な引継文書が作成され申し送り会議も適切に行われており、「家庭支援マニュアル」で対応の過程が明文化され、家庭支援専門相談員と各ホームの担うべき業務やリービングケアの具体的業務などが定められ実践されています。措置変更や施設退所した後の窓口担当が決められ、退所後の相談を受けることが可能である旨を子ども及び保護者に口頭で伝えています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

○子どもの満足を把握する取組みとして子どもに対する個別面接などが行われています。小学校4年生以上の子どもに対しては年2回個別面接が実施され子どもの意向確認が行われています。また、子どもの自主性を高めることや子どもと職員が一緒に園の行事やホームの生活の疑問点、問題点等を話し合いを行う「児童代表者会議」（各ホームの代表児童）を2020年度から実施し子どもの満足の向上に努めています。ただ、子どもへの個別面談や児童代表者会議の結果の取りまとめ、その分析・検討が不十分と認められましたのでご検討を望みます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

○苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する仕組みが構築されています。苦情解決については、管理規定にも規定され、「慈愛園子供ホーム苦情解決運営要綱」で窓口受付担当者も決められて、その対応に関するシステムがしっかりと構築されています。さらに苦情解決の仕組みや第三者委員や児童相談所担当者や施設顧問弁護士等の氏名・連絡先を記載した「困ったときに相談するところ」というペーパーが各ホームの掲示板に掲げられています。意見箱は、保護者向けは事務所に、子どもについては各ホームに設置されています。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

○子どもからの相談や意見を述べたい時にその方法や相手を選択できる環境が整備されています。子どもたちが意見等を発信する「児童代表者会議」（各ホームの代表児童）の定期開催や各ホームに苦情解決の仕組みや上述したような幾つかの相談先が記載されたものが掲示され周知されています。また施設のユニット化で、職員は、日々子どもたちと接する時間が増えており話し合いの機会を作ることに努めています。また、施設の第三者委員との夕食会や委員の施設行事への参加もあり、子どもが外部委員に相談しやすい環境づくりにも努めています。こども110番や子どもの人権110番といった外部の相談先も紹介し子どもたちが意見を述べやすい環境整備に努めています。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

○子どもからの相談や意見に対して組織的かつ迅速な対応が行われていますが課題も伺われます。「権利擁護マニュアル」の中に、各ホームに意見箱の設置、苦情解決システム、子どもへの個別面接が実施され運用されています。前述した子どもの自主性を高めることや子どもと職員が一緒にホームの生活などの疑問点、問題点等を話し合う「児童代表者会議」（各ホームの代表児童）を開催するなどして子どもたちの意見聴取に取組んでいます。また、「体罰及び不適切な関りの防止規定」では、職員に本規定に抵触するような体罰等の不適切な言動が認められた場合の対応が定められています。ただ、職員の自己評価によると、本項目は低い評価結果となっておりますので、職員会議等での再度の周知が求められます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【コメント】

○リスクマネージメント体制を構築していますが、子どもの安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施に課題が認められます。「くらし向上委員会」で働き方改革等に伴う養育マニュアルを見直しが行われています。その根拠の一つと思われる日常的なヒヤリハット事例の記録は日誌や報告書に記入されていますが、収集した事例の対応策の検討、改善策・再発防止策を「くらし向上委員会」で協議したうえで、職員会議に諮るという過程が遵守されていない状況が伺われましたので改善が求められます。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】		
○コロナ禍に対応する感染症への予防対策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設としての体制を整備し取組まれています。2021年4月に熊本市児童相談所より養育困難なコロナ陽性児童の一時保護委託を受けたのを皮切りに、8月には子供ホームでクラスター発生、3月末からは陽性発生、職員の濃厚接触対応に対応するため、「新型コロナウイルス（COVID-19）発生時対応フロー」「子供ホーム新型コロナウイルス感染症対策役割分担表」の策定と法人内の「モードハウス」を一時保護専用棟として活用して対応しています。その他の感染症については、「入所児童の感染症マニュアル」や「対応フローチャート」が策定され、業務分担表で役割も明記されています。また、職員や子どもに対しての研修・教育も実施され、組織的な取組みが行っています。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っていいる。	a
【コメント】		
○火災、地震等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組みが組織的に行われています。「慈愛園子供ホーム防火管理規程」「慈愛園子供ホーム非常災害対策計画」や「危機管理・安全対策フローチャート」「火災発生時避難誘導マニュアル」に基づき、初動隊が施設内で結成される体制が整備されています。前回（3年前）の評価の際に熊本地震を教訓に地震についての事業継続計画（BCP）を策定したとされてあります。今回、新型コロナウイルスに対する計画も策定してありますので合体等の検討が望されます。なお、施設は住民自治会に加入し、地域の消防署、警察、消防団等との連絡会の実施や避難訓練等に参加しており、施設での災害には、地域住民や関係機関の協力が得られるよう努力をされています。		
2 養育・支援の質の確保		
(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】		
○これまで活用していた養育マニュアルが働き改革により見直しが必要となったことで、「くらし向上委員会」での検討が必要になっています。新しく採用された職員には職員必携の規定集が配られていますが、内容を周知しているかを検証する機会がありません。また、新人育成については、勤務年数が長い職員から経験上身についての養育方法を見て学ぶことが主流になっています。職員の価値観で対応すると子どもが混乱する等の意見があることで標準的な実施方法を文書化され、職員全体に周知される仕組み作りが急がれます。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】		
○「くらし向上委員会」により見直しはされていますが、定期的とはいえずその議事録もありません。前回（3年前）の評価同様、3ヶ月ごとに実施されるホームの子どもと職員による児童代表者会議により意見や提案が共有されるような仕組みはありますが、それが自立支援計画に反映されているとは言えません。職員会議において報告され、パソコン上に議事録として残してありますが、職員の周知に繋がっているか確認ができていません。標準的な実施方法の見直しが組織的に実施され、自立支援計画に反映させる意識づくりが求められます。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
○自立支援計画は、統一した様式を用い担当者が作成、各グループケアリーダーから統括主任が確認する仕組みが整っています。パソコン上で入力が共有できることで、心理担当、看護師、家庭支援専門相談員がそれぞれの立場で参加し、子どもの意向を含んだ自立支援計画になるよう努められています。短期目標はハードルを低く設定し、子どもが自信や達成感を持つことができるよう工夫が見られます。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
○自立支援計画作成の取組みは、4月から5月にかけて前期を策定、9月から10月にかけて前期分の評価と後期分の策定、3月に後期の評価をするといった流れで実施されています。その手順も報告ルートが明確にシステム化されています。しかし、支援困難ケースなど緊急的に対応を協議することが発生しても、自立支援計画への反映までは至っていないとの事でしたので、緊急に変更する場合の仕組みの整備についても組織全体で課題として頂くことを期待します。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】		

○子どもの身体状況や生活状況の記録は、各ホームの担当がパソコンのネットワークシステムを活用し実施されています。情報量が多くなり、全部に目を通す時間が取れないことの危惧から、読んでもらいたい職員へのメッセージとして伝言機能を充実させる必要があるとの意見がありました。また、新人職員には、1ヶ月ほど他の職員の記録を見て学んでもらい、主觀を入れず事実だけを書くような助言や必要に応じて個人的に指導がされていましたので、組織的に記録の書き方の研修に取組まれていただくことが望されます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
---	---------------------------	---

【コメント】

○記録を含む個人情報の取り扱いについては、入職時に個人情報保護規定を理解して貰ったうえで同意書にサインをする仕組みがあり、その取扱いを職員は遵守され、子どもや保護者にも説明がされています。また、記録は統括主任が責任を持って管理する体制が整っています。卒園者から自分のルーツを知りたい旨の開示請求に対しては、これまでの予防接種の記録であったり、障害年金申請のための初診日の確認だったりと、その都度ケースの内容によって検討されています。

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

【コメント】

○子どもの権利擁護は、社会的養護施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。子どもの権利擁護に関する研修は、年間計画を立て職員会議に合わせて実施されています。子どもたちからはメディアからの情報もあり、「それは虐待じゃないですか」「それをやつたらパワハラですよね」などの会話が日常的に出るようになり、職員も自然と意識させられています。また、虐待等の権利侵害の発見や予防的な支援として見守り機能のカメラが増設されるなど具体的な取組がなされています。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

○2～3ヶ月ごとに開催されるクローバーの会の中で、各ホームから課題を提供し合い協議されています。その内容は、年齢に応じた性教育や共同生活の中で、互いに出来ること出来ない事を理解して助け合うことの大しさを伝えしていく事で、具体的には、ペアを組んで相手の良いところを10個出し合うなどの取組をされていますが、自分のことだけで精いっぱいの子どもが多いのが現状です。子どもの解釈にも差があることを視野に入れより個別性が高い支援が求められます。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

○子どもの生い立ちの振り返りには慎重な対応が見られます。子どもから「どうして施設に入所したのか」「きょうだいの中でどうして自分だけ」等の質問には児童相談所と連携で対応されています。また、保護者が自ら説明したいと考えているケースもあることで、保護者の意向を確認のうえ施設から伝える場合には、心理職員とケア担当職員が紙芝居を作り伝えるなどの配慮や工夫が伺えます。施設内での幼少期の育ちを伝えることはできますが、ライフストーリーに関しては児童相談所との役割分担が必要であり更なる児童相談所との連携を期待します。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

○子どもに対する不適切なかかわりは、施設長からも「あってはならないこと」を強調されています。防止に努めるとともに疑いがある場合には事実確認を行い、客観的な姿勢で子ども支援が実施されています。日頃からの職員研修や死角になりそうな場所にカメラを設置してきましたが、さらに台数を増やすなど具体的な体制整備を講じられています。また子どもへの声掛けや対応についても、心理的な虐待に繋がらないような配慮が職員間で共有されています。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

○児童相談所の援助方針会議で措置が決定すると、家庭支援専門相談員が一時保護所に出向き、施設の概要や取り決め等を伝え、受け入れ準備を進められています。子どもがそれまで築いてきた人間関係を可能な限り持続できるように配慮されていますが、入所後1ヶ月は保護者とも面会の制限があることや、SNSで繋がっているケースに関しては対応の難しさが見られます。また、家庭復帰については半年前から段階的に進めていますが、課題が再燃することもあり、振り返りシートを使った保護者と児童相談所の連携を深められることが必要であると考えられます。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	---	---

【コメント】

○退所後も職員を頼ってくる子どもたちへの相談には個別に取組まれた後、情報を共有されています。ここ数年は、新型コロナウィルス感染症の影響もあり、毎年行っていたお正月の交流会の開催ができておらず個別での施設訪問に替えることで対応されています。元々、退所後の自立支援のための訓練の場所として利用していたエーネホームは、現在、養育に自信がない保護者への市からの委託事業として親子支援のために活用されており、組織的な支援が希薄になっています。

A－2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b

【コメント】

○被虐待体験や見捨てられ感を背景に感情の波が激しい子どもが増えています。子どもは自分の話を聞いてもらうことで落ち着きを取り戻すことを共有され、日頃から、面談という形にとらわれず、本人が話をしてきたときは仕事の手を止めて聞くような配慮がなされています。経験の浅いスタッフでも、ホームの年長もしくは他のスタッフと一緒に検討し、背景を確認する等、一人で対応しないことを心がけられていますが、職員によって差があるとの声がありましたので、職員全体に周知されているかの確認が求められます。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
---	--	---

【コメント】

○入浴は個別に入ることになっており、小学校3年生まではホームのケアワーカーが洗髪などの支援をしながら学校での話を聞くなどして信頼関係構築に努められ、相談対応には個人の部屋には入らないことが周知されています。高校生になるとスマートフォンの所持が許可されることで生活を乱さない程度のルール作りがされています。個々の子どもへの対応は、基本的には身近な職員が状況に応じて柔軟に対応する姿勢はありますが、その柔軟さがホームによる差に繋がらないような施設全体のルール作りと子どもへの説明に偏りがないような配慮が求められます。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
---	--	---

【コメント】

○各ホームから児童の代表者が選出され、代表者会にて子どもの意見を集めて日常生活や行事計画に活かされています。食事の配膳に関しては、特に幼児については失敗しないような過干渉に配慮され、自分で運んで貰うことにも取組まれています。最初のうちは汁物をこぼしてしまうこともあったようですが、上手に運べたことを賞賛することで主体性が身につくような支援が行われています。しかし、スマホを所持するようになった児童についての働きかけには課題も多く、子どもたちの自主的な管理のための工夫が求められます。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
---	------------------------------	---

【コメント】

○現在、発達に課題があると思われる児童は、施設全体の7割程度在籍しており、学齢期の児童は放課後等デイサービス事業、未就学児の場合は、送迎のある知的障害児通所事業を利用され療育に繋げられています。在宅の児童と違い、施設入所の子どもたちは、受給者証が不要で自立支援計画書の提出に替えることで利用できるなど社会資源と連携した取組がなされています。最近は、コロナ過の影響で、学びや遊びにタブレットやスマートフォンを使うようになったことにより、職員の情報リテラシーの研修など時代に合った工夫が求められます。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
---	---	---

【コメント】

○基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得のための声掛けはプログラムに基づき実施されています。新型コロナウィルス感染症の影響で積極的な地域参加は叶いませんが、医療機関への受診など健康について自己管理ができるような支援には力を入れられています。服薬を拒否する子どもには、主治医と相談し、薬剤師から薬育教育を受け、薬を処方されている理由や効果を理解できるような支援が行われています。また、2年に1回、中学生以上はKDDIに依頼し情報教育を実施されていますが、SNSに関する知識は職員の方により学びの機会が求められます。

(2) 食生活	
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

【コメント】

○調理スタッフは子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事の提供に努められていますが、新型コロナウィルス感染症の影響で、現在は個食が主になっており、児童は食堂で食べています。地域小規模児童養護施設においても、食事はそれぞれの部屋で食べており、携帯を見ながら食事することで食べこぼしがあり、掃除が大変になっています。食事は単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけではなく、食事の時間が職員と子ども同士のコミュニケーションの場として機能するという本来の目的が取り戻せる様な工夫が急がれます。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
---	---	---

【コメント】

○年に2~3回、子どもたちに衣服代として一律5000円、下着代は別途支給されています。子ども自身が自らの生活を主体的に考える取組として、自分で好みの物を選び、過度な露出にならないような見守りがなされています。最近ではインターネットでの衣服の購入が増えており、その際は職員と一緒に施設のパソコンから注文をされています。アイロンで子どもが火傷をしたことがありヒヤリハット案件となった以降、スタッフの部屋で行われていますが、安全に配慮して子どもが自身でアイロンかけが習得できるような工夫が求められます。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
---	--	---

【コメント】

○居室をはじめ施設全体について、清潔さを保つため、毎日掃除機をかけ環境整備に努められています。壁や窓ガラスの破損については、各ホームから修理願いが出され事務職員から業者へ連絡をし速やかな修繕が行われています。しかし、施設の中には全く布団を上げず学校にも行かない児童がおり、その子どもに対して居室の掃除や整理整頓を促すことが権利侵害に当たるのではないか等の意見が職員から出ています。そこで、施設長を中心に外部専門家の助言を取り入れながら支援の方向性を協議し、共通理解の下で子どもに対応できる体制整備が急がれます。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
---	---	---

【コメント】

○受診や服薬が必要な子どもが増えており、薬の飲み忘れ防止のために子どもがその必要性を感じること、薬を飲んだことの効果を感じられるような支援と説明が行われています。施設には重度な重複障害の児童も1名措置されており、看護師を中心にすぐに相談できる体制の下、指導・指示が行き届いています。細やかなマニュアル整備に基づき、子どもの命を守るために最大限の支援がなされています。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
---	---	---

【コメント】

○熊本県と養護施設協会が共同で作成した性教育に関する本をもとに施設内で結成しているクローバーの会が中心になり活動されています。

小学生用、中学生用と年齢に応じたプログラムを準備し、さらに性教育研究会により職員と子どもが別々に講義を受け、学びの場が設けられています。性をめぐる課題は男女を分けるだけでは解決せず、同性間でも力関係があると性問題が起こる可能性がある事から、普段から意識した観察が行われています。過剰な配慮に逆に子どもが不安になっているとの声もありましたので園全体での改善や検討を期待します。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
---	--	---

【コメント】

○行動上の問題があった子どもへの対応は、日頃から児童相談所から助言をもらうなど連携ができます。施設内で自傷行為が連鎖した際も児童相談所に相談し個別に検討されています。また、本人が話すことができる場合は思いを傾聴し、暴力や不適応行動に対しては、クールダウンできる部屋も用意されています。子どもと一緒に振り返りを行われていますが、行動の原因理解に繋がらず服薬が増えるている現状もあります。暴力を受けて疲弊している職員へのフォローも十分とは言えず、施設全体で立て直すためのスーパービジョン等が求められます。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

○問題の発生予防のために、職員が手薄になる時間帯を検証したり、問題のある子どもの部屋を職員に近い場所に置くなどの工夫をされています。また、暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した時では手遅れになる為、早い段階で児童相談所と情報を共有されています。施設内でも表面化しない事案への取組が課題とされていることで、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体で方向性を確認され、より一層の職員間の連携や役割等の体制を整えておくことを期待します。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】		
○施設の心理担当職員が2人体制になったことで、個別の対応が充実しています。それぞれのホームにおいて、月に1回ホームミーティングが開催され、そこには心理職員、看護師、家庭支援専門相談員などの専門職が入ります。また、施設内で自傷の連鎖が発生した際には、児童相談所の心理職員からスーパービジョンを受けられています。しかし、心理的なケアが必要な子どもを医療機関に繋げていますが、愛着の課題もあり対応が難しい子どもが増えているとの職員コメントがあることで、より日々の会話や眼差しに配慮した支援が望まれます。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
【コメント】		
○小学生以下では7割の子どもに特別な支援が必要になっています。それぞれの特性に合わせた放課後等デイサービスを利用し、そこで宿題を済ませていますが、その他の子どもは食堂で勉強しています。新型コロナウィルス感染症の影響で学習ボランティアや家庭教師の支援は控えられていますが、英語塾の月謝支援により、4~5名が通うなど子どもに応じた学習支援に取組まれています。全体的に集中力が続かない子どもが多く、その対応に苦労が見えることで、今後は、児童発達支援の視点を取り入れる等、職員全体で療育のスキルを高められることを期待します。		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
○進路選択に当たっては、本人、保護者の意向を尊重し、児童相談所にも立ち合ってもらい方向性を決定しています。卒業後、就職を希望する子どもには、職業指導員と担当ケアワーカーが中心となり、リービングケアからアフターケアまで視野に入れ、自立援助ホームに繋げること、また、進学したものフェードアウトした子どもをグループホームに繋ぐなどの対応もされています。高校を中退した子どもには、通信制高校への進路変更しての通学継続、大学や専門学校へ進学を希望する子どもには、措置延長して支援の継続ができます。		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】		
○卒業後の自立生活の為には、職場体験やアルバイトの経験の重要さは理解されているものの、新型コロナウィルス感染症の影響でアルバイト等が思うようにできていません。自立のための資金が必要な子どもは、スーパーの裏方等対面しない業務を探してきたり、資格取得やスキルアップを目指す子どもには、敷地内の同法人が運営する老人ホームのアルバイトに繋げられています。また、近隣の支援者らから短期間のアルバイト情報提供がありますが、積極的に開拓している状況とは言えません。自立支援の為の新たな工夫が期待されます。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
○施設では新型コロナウィルス感染症の影響で家族との交流を制限されていましたが、正月とお盆に限っては外出や2泊までを上限とした一時帰宅などを実施されています。帰園後は、小学校・中学年までは職員が入浴支援を行い、不適切なかかわりの発見に努められ、気づきがあった場合には迅速に児童相談所との連携ができる仕組があります。また、授業参観や運動会などの学校行事は「同居の1名のみの参加」とありますが、入学式や卒業式等のセレモニーには学校と交渉し参加を可能にするなど、家族と喜びを分かち合うための配慮と工夫がみられます。		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
○親子関係の再構築は施設の最も重要な目標です。家庭復帰後に不調になり戻ってくるようなことになると子どもが傷つくため、その見立ては重要です。そのために家庭支援専門相談員を中心に外出や一時帰宅などの交流を通して、家庭での様子を確認されています。家庭復帰後、地域で見守る事になっても、保護者の養育能力の低さに加えて地域の連携の希薄化により、保護者にだけ養育を担わせるにはリスクがあります。今後は、児童家庭支援センターを活用しながら、在宅支援へと繋がっていく事を期待します。		